

税制調査会（第2回国税犯則調査手続の見直しに関する会合・第7回総会）終了後の記者会見議事録

日 時：平成28年11月9日（水）12時22分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○中里会長

今日は、前回の2日に続きまして、いわゆる起草会合という形で個人所得課税や国際課税に関する議論の取りまとめをどのように行うのか、その話し合いを行いました。

前回と今日の議論を踏まえ、各テーマの議論の大筋について、まず個人所得課税は、第一に配偶者控除の見直しに当たっては、働き方の選択に対して中立的な税制を構築する観点から見直す必要があるとの意見で前回は方向性が一致しましたが、今回は具体的な制度の案等も含めて議論を深めることができました。論点の中身全体については、おおむね整理されたのではないかと思います。

なお、税以外の他の制度・政策との関係では、働き方の選択に対して中立的な仕組みの構築は税制のみで達成できるものではありませんので、社会保障制度や労働政策といった関連する制度・政策における取組みも含めた総合的な対応が必要ではないかという意見が多かったように思います。

また、個人所得課税改革に関するその他の論点については、働き方の多様化等を踏まえ、所得計算上の控除と人的控除のあり方を見直すことを検討すべきではないかといった意見や老後の生活に備えるための自助努力を支援するための公平な制度の構築について議論を始めるべきではないかといった意見に集約されてきたように感じています。

国際課税につきましては、今後日本の国際課税制度改革を進めていく上では、「BEPSプロジェクト」最終報告書の基本的な考え方等を踏まえ、租税回避をより効果的に防止するという観点と、日本企業の海外展開支援や企業の事務負担への配慮という観点の二つの間のバランスをとるべきではないかといった意見、また、個別の制度に関する論点のうち、外国子会社合算税制の見直しについては、納税者の事務負担に留意しつつ、租税回避のリスクを外国子会社全体の税負担率と活動の態様により判断する現行の方法から、外国子会社の所得の内容により判断するアプローチへと転換することが妥当ではないかといった意見に集約されてきたように思います。

制度改正に加えて執行面の対応として、経済取引の国際化等に伴う調査事務の複雑化、困難化や申告件数の増加等により、今後、国際課税を中心に税務当局の増員、スキルアップを含めた執行体制やモニタリング機能の増強が必要であるとの意見もあります。

次回の総会は公開の形式として議論の取りまとめを可能ならば行いたいと考えています。

それから、順番が前後しますが、総会に先立って、国税犯則調査手続の見直しに関する会合の第2回を開催しました。

この会合は、国税犯則調査手続について、平成23年に刑事訴訟法に措置された電磁的記録の証拠収集手続を参考として、整備すべきと考えられる事項あるいは関税に関する犯則調査手続を定める関税法とのバランスをとる観点から、見直しが必要と考えられる事項の整理をするために開催しているものですが、本日は起草会合ということで、前回の10月31日の第1回会合での議論に基づき、総会への報告案の検討を行い、報告案について出席者の了解を得たところです。

○記者

個人所得課税の話で、今後の制度案も含めて議論を深めたということでしたが、具体的にはどのような制度案に対してどのような意見があったのでしょうか。

○中里会長

文章の整理等が必要ですので、次回の総会の時に様々なことを調整した上で申し上げたいと思っています。

○記者

個人所得課税で、今、中里会長から、具体的な話は次回というお話でしたが、ただ、そうは言っても、すごく関心が高く、これまで政府税調ではA、B、Cという案を軸に考えてきていたと思いますが、それらに対する意見はどのようなものがあったのかということをお教えください。また、報道が先行してはいますが、103万円を引き上げるという案についても政府税調の中で、少数ですが、意見はかつて出ていたと思うので、A案、B案、C案と103万円というものに対してどのような意見があったのでしょうか。どのような見方を政府税調としてはしているのでしょうか。現段階で言えることを教えてください。

○中里会長

A案、B案、C案で以前に出しまして、それを中心に議論しました。

○記者

103万円を引き上げるという話はあったのでしょうか。

○中里会長

以前にそのような案も一案として出しました。

○記者

今日はあったのでしょうか。

○中里会長

今日はその一案をおっしゃられた方はいらっしゃらなかったような気がしますが、今の段階でまだ全部まとめていませんので、次回の総会でお伝えします。

○記者

スケジュールの確認をさせていただきたいのですが、来週の総会は何日になりますか。

か。

○中里会長

また改めて御報告します。

○記者

その時は、取りまとめて、例えば、それを総理に提出するなど、そのような総会になるのでしょうか。

○中里会長

これは答申をまとめて総理に提出するというものではありません。中間報告ですので、中間的に報告をまとめるということです。

○記者

分かりました。ありがとうございます。

○中里会長

国際課税等についてはよろしいですか。

○記者

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

○中里会長

ありがとうございます。

[閉会]